

## 市営住宅の入居者を募集します

☎ 建築住宅課 73-3044

**対象** 次の条件を全て満たす人

- 現に住宅に困窮していることが明らかなこと
- 市内在住または在勤であること  
※定住促進住宅高瀬中央は、市外の人も申し込み可能。
- 同居または同居しようとする親族がいること  
(事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む)  
※一定の条件を満たす場合、単身入居も可能。  
詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。
- 市税などを滞納していないこと
- 世帯の月額所得が基準の範囲内であること
- 申込者および同居親族が暴力団員でないこと

**入居予定時期** 7月中旬

- 必要書類**
- 申込書および申立書など  
(建築住宅課、各支所にあります)
  - 入居予定者全員の住民票
  - 入居予定者全員の所得証明書
  - 完納証明書(申込者のみ)

**提出先** 建築住宅課(郵送不可)

**申込書配布・受付期間**

6月15日(月) 午後5時まで  
※土日、祝日を除く



▲詳細はこちらから  
(6月1日(月)以降)

団地名 (所在地)	棟号室	間取り・構造	建設年度	家賃 ※入居する世帯の所得に応じて決定	駐車場 使用料	共益費
神原団地 (高瀬町下勝間)	B-202	3DK 中層耐火3階建 (2階)	平成3年度	17,100円 ~ 33,700円	1台につき 2,000円	自治会管理
定住促進住宅 高瀬中央 (高瀬町比地中)	1-504	3DK 中層耐火5階建 (5階)	平成10年度	12,000円 ~ 20,000円		
宮尾団地 (財田町財田中)	112	3LDK 耐火2階建	平成4年度	20,400円 ~ 40,000円	敷地内 無料	3,000円

※エレベーターなし、水洗トイレあり

## 空き家バンク物件のリフォームを補助します

☎ 建築住宅課 73-3044

空き家の利活用促進と地域経済活性化を目的に、市内業者による空き家バンク登録物件のリフォーム工事に対して、補助金を交付します。



**対象** 次の条件を全て満たす人

- 空き家バンク登録物件の購入者で、売買契約日から3年を経過していないこと
- 補助金の交付後、5年以上居住すること
- 過去に次の2つの補助金を受けたことがないこと  
「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」  
「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」
- 補助対象住宅の耐震性を確保できること  
※令和8年4月1日以降に物件を売買した人に限る。

**リフォーム工事の要件**

- 市内に本店を置く建築業などを営む法人または個人事業主が行う工事
- 市からの交付決定後に着工する工事  
※交付申請書は、必ず工事前に提出してください。
- 令和9年1月末までに完了する工事

**補助金額**

30万円以上の工事で、  
工事に要した費用の1/2  
(上限100万円)



▲申請方法や  
申請書などは  
こちらから

## がん検診・健康診査を受けましょう

☎ 健康課 73-3014

**がん検診**

がん検診希望調査票を提出している人には、各検診の開始前に受診票を送付します。申し込みがまだの方は、健康課までご連絡ください。  
子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診の無料クーポンを、対象者に5月下旬に送付しています。



◀オレンジ色の封筒で  
送付しています

**無料クーポン対象** ※令和9年4月1日時点の年齢

- 子宮頸がん検診 21歳・35歳
- 乳がん検診 40歳
- 大腸がん検診 40歳

**特定健康診査および後期高齢者健康診査**

対象者には、健康診査の案内を5月下旬に送付しています。健康診査は自身の体調や病気のリスクを知る貴重な機会です。詳細は同封の案内をご覧ください。

**対象** ※令和9年3月31日時点の年齢

- 特定健康診査  
40~74歳の国民健康保険加入者
- 後期高齢者健康診査  
後期高齢者医療保険加入者で、75歳以上または65~74歳で一定の障害認定を受けている人

検診名	受診方法	実施期間
結核・肺がん	集団	9~11月
大腸がん	医療機関	6~10月
	集団	9~11月
胃がん	医療機関	4~11月
	集団	9~11月
子宮頸がん	医療機関	6月~令和9年2月
	集団	7~8月
乳がん	医療機関	6月~令和9年2月
	集団	7~8月
肝炎ウイルス	医療機関	6~10月



▲特定健康診査



▲後期高齢者健康診査

## 地球に優しく、エコ経営！ 省エネ設備導入などの補助金を活用しませんか

☎ 脱炭素推進室 24-8445

## 地球に優しく、エコ経営！ 省エネ設備導入などの補助金を活用しませんか

☎ 脱炭素推進室 24-8445

中小企業者が実施する「省エネ診断」や「省エネ設備」の導入に対して、補助金を交付します。

**補助対象経費**

**省エネ診断** 診断費、算定費、専門家の派遣に係る費用などの自己負担額

**省エネ設備の更新および設備改良**

交付申請日から前3年以内に、診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく、省エネ設備の設計費・設備費・工事費(既存設備の撤去・処分費を含む)

**補助金額**

補助対象経費の2/3(上限100万円)  
※市脱炭素経営認定事業者の場合、上限150万円。

**対象**

- 次の条件を全て満たす事業者
- 市内に事業所を有する中小企業者であること(個人事業主も対象)
  - 市税などを滞納していないこと
  - 国、他の地方公共団体または公共的団体などから補助金などを受けていないこと
  - 補助事業者が暴力団員でないこと

**募集期間** 令和9年  
1月15日(金)まで



▲申請方法や  
申請書などは  
こちらから